

(目的)

第1条 この特例措置は、追手門学院大学(以下「本学」という。)が教育的配慮の下に本学大学院への進学を希望する本学学部学生を選考の上、4年次に大学院(修士課程・博士前期課程)の指定科目を受講させ、修士学位の取得者拡大を目的にその募集等に関する事項について定める。

(募集)

第2条 募集は、学部3年次または4年次の秋学期成績発表後に、[第3条](#)に規定する応募資格を満たす者を対象として「学部特別選考」を行う。

2 「学部特別選考」合格者は、原則として「本学大学院第1期(第2期)入学試験」または、「本学大学院学内推薦入学試験」を受験するものとする。

(応募資格)

第3条 「学部特別選考」への応募資格は次のとおりとする。

- (1) 本学大学院への進学を強く希望する者であること。
- (2) 卒業要件単位数を110単位以上修得していること。
- (3) 指導教員等の推薦を受けられること。

(履修)

第4条 「学部特別選考」合格者の大学院授業科目の履修等は、次のとおりとする。

- (1) 履修できる大学院授業科目は指定科目とし、科目数は15単位相当授業科目数以内とする。
- (2) 大学院授業科目の履修方法は、本学大学院学則等による。
- (3) [第2条](#)に規定する「本学大学院第1期(第2期)入学試験」または、「本学大学院学内推薦入学試験」に合格し、本学大学院研究科修士課程または博士前期課程への入学が正式許可となった場合は、各研究科委員会で審議の上、大学院授業科目の単位として認定されるものとする。

(授業料等)

第5条 「学部特別選考」合格者の授業料等は、次のとおりとする。

- (1) 4年次については、学部授業料等のみとする。
- (2) [第2条](#)に規定する「本学大学院第1期(第2期)入学試験」または、「本学大学院学内推薦入学試験」に合格し、本学大学院研究科修士課程または博士前期課程への入学が正式許可となった場合は、所定の期日までに学費・諸費を一括納入しなければならない。

(所管部署)

第6条 この特例措置に関する事務は、教務課が行う。

(規程の改廃)

第7条 この特例措置の改廃は、各研究科委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この特例措置は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この特例措置は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この特例措置は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この特例措置は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この特例措置は、2023年7月1日から施行する。